

2019年1月25日
JSAF 国体委員会

国体ウィンドサーフィン級規則 1.7 についての解釈

「一般的に市販されているもの」について

国内で開発され市販される予定のボードはカタログ等が公開され、日本ウィンドサーフィン協会のホームページに掲載することを JSAF 国体委員会では求めている。

これを満たしていないものは、すでに供給されたものであっても今後国体での使用は認めない。

該当するボードメーカーは 2019 年 2 月末までにカタログ等を公開し、日本ウィンドサーフィン協会のホームページに掲載できるように資料を送付願います。

今後、新たに国内で開発されるボードについては、当該年の 2 月末までに公開しなければならない。

詳しくは日本ウィンドサーフィン協会にお問い合わせ願います。

なお、上記の手続きをしない限り、「一般的に市販されているもの」として認めない。

以上